

・ 厚生労働大臣が定める掲示事項

- 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

① 入院基本料に関する事項

3・4階病棟【一般】では、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝8時45分～夕方17時15分まで、看護職員1人当たりの受け持つ数は6人以内です。
- 夕方17時15分～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持つ数は14人以内です。

2階病棟【療養】では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と8人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝8時45分～夕方17時15分まで、看護職員と看護補助者の1人当たりの受け持つ数は5人以内です。
- 夕方17時15分～朝8時45分まで、看護職員と看護補助者の1人当たりの受け持つ数は16人以内です。

② 入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（時間は下記のとおり）、適温で提供しています。

朝食 8時

昼食 12時

夕食 18時以降

③ 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化の基準について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援および身体的拘束の最小化の基準を満たしております。

[身体的拘束最小化のための指針](#) (PDF)

④ 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

⑤ 当院は近畿厚生局に下記の届出を行っております。

[施設基準一覧](#) (PDF)

⑥ 保険外負担に関する事項について

当院では個室使用料、証明書、診断書等につきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

(1) [特別療養環境の提供](#) (PDF)

(2) [診断書・証明書及び保険外負担に係る費用](#) (PDF)

⑦ 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について

<医療情報取得加算>

当院は、オンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

<医療DX推進体制整備加算>

当院では、医療DXを推進するための体制として、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して、診療を実施しています。

また、マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

⑧ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）ならびに一般名処方について

<後発医薬品使用体制加算>

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、後発医薬品のある医薬品については一般名処方（特定の医薬品を指定するのではなく、医薬品の有効成分名で処方箋を発行すること）を行う場合があります。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。一般名処方を行うこと

で、医薬品の供給不足等が発生した場合にも、患者さんに必要な医薬品の供給がしやすくなります。

その他にも、医薬品の処方変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備して、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

なお、状況によっては、患者さんへ処方する薬剤が変更となる可能性がございます。

事前にご説明の上変更いたしますが、ご不明点などがありましたら医師・薬剤師などにご相談ください。

<長期収載品の選定療養費について>

令和6年10月より長期収載品の選定療養の制度が導入されました。

この制度は患者さんの希望で長期収載品（同じ効果を持つ後発医薬品が発売されている先発医薬品）を選んだ場合に、選定療養費として薬価の差額の一部を患者さんが負担する仕組みです。

ただし、医師が医療上の必要性があると判断した場合や、供給状況により後発医薬品の提供が困難な場合などは、選定療養の対象外となります。

⑨ 協力対象施設入所者支援加算に係る介護保険施設等について

当院は下記の介護保険施設等に協力医療機関として定められており、下記の介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応する体制を整えています。

- 特別養護老人ホーム 美原荘
- 特別養護老人ホーム すごうの郷
- 介護老人福祉施設 くみのき苑ゆらら
- 介護老人保健施設 ふれあいの里 好寿苑

⑩ 機能強化加算について

当院では、地域におけるかかりつけ機能として、健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談及び夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。

⑪ 在宅医療DX情報活用加算について

当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問診療を実施しています。

また、マイナ保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供出来るよう取り組んでいます。

今後、電子処方せんの発行及び電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を導入予定です。